

# 米国ケンタッキー州マーレー市におけるクラスマネージメント “CHAMPs”

岡崎 浩幸・エリック・アムステッド\*

“CHAMPs” A Model Classroom Management System in Murray, Kentucky, USA

Hiroyuki OKAZAKI, Eric UMSTEAD

## Abstract

The purpose of the study is to explore both why and how Murray area schools have implemented the CHAMPs classroom management model in collaboration with Murray State University and why and how MSU decided to integrate the CHAMPs system into their teacher preparation program. Information from state governing agencies, information on regional school district needs, and comments from recent graduates were evaluated by MSU prior to selection and implementation of the system.

The CHAMPs classroom management system is based on proactive, positive and instructive principles that could contribute to less frustration for Japanese school teachers. Therefore, some suggestions will be made on the following issues: the development of classroom management based on Japanese education environments and the reexamination of the curriculum for teacher-training at the university level concerning classroom management.

**キーワード** : 予防的, 肯定的, 教授的, クラスルームマネージメント, 教員養成カリキュラム

**Key words** : proactive, positive, instructional, classroom management, teacher education curriculum

## I. はじめに

筆者岡崎は、教員養成GP<sup>1</sup>の一環として2007年2月17日～21日、9月9日～12日2回にわたってアメリカ合衆国ケンタッキー州マーレー市内の学校を視察する機会を得た。筆者アムステッドは2007年7月31日富山大学において、マーレー市内の小学校で導入されているクラスルームマネージメントのシステム“CHAMPs”に関する講演及びワークショップを実施した。

本稿は、2回のマーレー市内学校視察と講演及びワークショップを基に、マーレー市内の学校へのクラスマネージメントの導入の背景やその経緯・方法などを明らかにする。またこのシステムの理論的根拠や特色・成果を明らかにするとともに、そこから得られた知見を基に、日本の教員養成系大学・学部のカリキュラム等への示唆を提示する。

## II. 米国教育改革の概観 (1983年以降)

1970年代からの基礎学力低下を受けて、1983年連邦教育省長官諮問委員会の報告書「危機に立つ国家：教育改革への至上命令」(A Nation at Risk: The

Imperative for Educational Reform) が発表され、危機的状況が国民に訴えられた。この発表を契機にほとんどの州が独自の教育改革に取り組み始めた。高校卒業要件の厳格化や授業日数延長、教員の待遇改善などの施策を実施した。一方、州によるトップダウンの改革だけでは各学校の実情にあった改革はできないという批判から、学校レベルの改革も実施されるようになってきた<sup>2</sup>。

1989年、当時のブッシュ大統領が就学前教育の拡充や全国的な学力評価の実施などを内容とする「全国共通教育目標」の合意を取り付けたのを皮切りに、1991年には『2000年のアメリカ：教育戦略』を発表、2000年まで達成すべき6項目を教育目標として以下のように掲げ<sup>3</sup>、国を挙げて取り組む実行計画であるとした。

- 1 アメリカ中の子供はすべての学習の準備 (readiness) を身につけて入学する。
- 2 高校の卒業生を少なくとも90%まで上げる。
- 3 第6, 第8, 第12学年から上級に進むさい、英語, 数学, 理科, 歴史, 地理の学力を測定する。児童生徒が責任ある市民となるとともに、卒業後も学習を継続して、現代経済における雇用に対応できるようにする。

\*マーレー州立大学教育学部

- 4 理科・数学において世界最高水準に達する。
- 5 成人の識字能力と市民としての権利と責任を行使するのに必要な知識技能を身につける。
- 6 学校は薬物や暴力行為から開放され、学習を奨励する規律正しい環境となるようにする。

1994年3月クリントン政権の下で教育改革振興法「2000年の目標：アメリカ教育法」(Goals 2000: Educate America Act)が制定された。内容的には以下の2つ項目が加えられた<sup>4</sup>。

- 1 すべての教員が継続的に職能の向上を図るとともに、次世代を担う児童生徒を指導するのに必要な知識・技能を獲得するための教育・研修機会を得る。
- 2 学校と家庭が連携することで、学校教育に対する親の関与や参加を増やし、子供たちの社会的・情緒的成長及び学力の向上を促す。

各州が独自に推進してきたトップダウンとボトムアップの改革が集約され、教育内容や学力に関する基準となる「教育スタンダード」の開発と学区や学校の主体的取り組みを促す規制緩和を中心に基本的枠組みが明確にされた。1990年代後半、多くの州では「教育スタンダード」とこれに対応した学力評価制度(州統一の学力テスト)の開発を完了し、これらを活用して学区や公立学校の教育成果を明らかにしようとするアカウントビリティ(教育成果に対する説明責任)を重視した取組が開始された<sup>5</sup>。

2002年1月W. ブッシュ大統領は、1965年に制定された連邦法「初等中等教育法」(the Elementary and Secondary Education Act)を補正修正した「落ちこぼれのない教育法2001」(No Child Left Behind Act of 2001)(以下「NCLB法」とする)に署名した。この法は、全児童生徒の学力向上を目標に掲げ4つの柱から成る<sup>6</sup>。

- 1 結果に対する説明責任
- 2 科学的調査に基づく予算配分
- 3 親の学校選択権拡大
- 4 地方の裁量権の拡大

次にそれぞれの内容<sup>7</sup>を具体的に検討する。

## 1 結果に対する説明責任

各州は州が設定した目標にすべての子供が2014年までに到達する責任を負っている。州はその到達度を測定する基準を設定している。学校が2年連続で基準に到達していない場合は“改善必要校”(in

need of improvement)と指定され、学校改善や教員研修のための援助が与えられる。また、親・教育委員会・外部の専門家を招いて、学校建て直しの改善計画を立てなければならない。学区の教育委員会は学校が技術的な援助を得ながら改善計画を実施の有無についての確認義務を負う。例えば、予算の少なくとも10%は教員支援や教員研修に使われているかどうかや生徒の学力向上のための活動などに予算が効率的に使われているかをチェックする。

## 2 科学的調査に基づく予算配分

研究によってその効果が実証されたプログラム及び活動を中心に連邦教育予算を使う。ある研究によれば、入学前に読む能力の基礎を持っている児童はその後の読みに困難を感じるということが少ないという研究結果に基づいて、早期リーディング力を養成するプログラムを促進している。

## 3 親の学校選択権拡大

子供の学力の優れた領域と今後伸ばしていかなければならない領域について、学校は親に客観的なデータを知らせる。また学校の到達度についての情報も親に知らせる義務がある。1年目に“改善必要校”に子供が在籍する場合、親は自分の子供を地域内の他校に転校させることができる選択肢が与えられる。2年目にも再び“改善必要校”に指定を受けた場合には、学校は生徒に補習等を施さなければならないことになっている。

## 4 地方の裁量権の拡大

厳しい結果説明責任の代わりに、この法は連邦教育予算の使用に関して州や地方学区に裁量権を与えている。このことによって学区は州の承認無しで、地方の実態に合った予算使用ができるようになった。地方の学区は学校改革や教員人事に関してかなり大胆かつ自由な権限が与えられることになった。数学や理科の優秀な教員を優遇することや生徒の学力向上に貢献できる優秀な教員を育てることに予算を使用できるようになった。

## III CHAMPs導入の背景

上記のような教育改革の中で、マーレー州立大学教育学部が中心になって、CHAMPsというクラス

ルームマネジメントのシステムをマーレー市内の学校に導入するに至った経緯には3つの背景が考えられる。ひとつはNCLB法による州や学区へのプレッシャー、二つ目はケンタッキー州教育委員会の児童生徒の問題行動に対する取り組み、三つ目は問題行動の対応に困惑する現場の学校やインターン教員（1<sup>st</sup> Year Teacher Intern<sup>8</sup>）・教育実習生などからの強い要望である。

## 1. NCLB法の影響

NCLB法は、すべての児童生徒の学力向上を第一の目標に掲げている。その目標達成のために、州や学区の教育に関する権限の拡大を認める代わりに、結果の説明責任を厳しく求めている。

すべての生徒の読みと数学の州統一テストにおける成績が70%以上<sup>9</sup>のレベルに到達することが求められている。各州や学区は規定された目標達成のために相当な精神的プレッシャーを感じているものと考えられる。当然それは教師への精神的負担となっていることも十分に推察できる。目標を達成するためには、まず教室内の規律が保持されていなければ、学力向上は望めない。

過去30年に渡って米国の学校200校以上を訪問している加藤（2004）は、米国が学校再生を果たし得たのは教育本来の目的である学力の向上を第一義として取り組んだためであるという。さらにその学力向上のためには、規律の確立が不可欠と考えたことも重要である。すなわち、学力と規律は不即不離な関係にあることを明確にしたのである。規律が乱れた学校には学力の向上などあり得ないと考えたのである<sup>10</sup>。つまり、教師が学力向上に専念するためには、問題行動を減少させ、授業内の規律を維持し、児童生徒が教科内容の学習に集中することができる快適な教育環境が不可欠である。それを実現するために効果的なクラスルームマネジメント方法が求められるようになったのも当然であろう。

## 2. ケンタッキー州の取り組み

二つ目の経緯として、ケンタッキー州教育委員会のこれまでの取り組みが考えられる。ケンタッキー州教育委員会は1990年代中頃、州内の公立学校で発生している問題行動を解決する対策本部を設置し、3つの提案を行った。一つ目は、問題行動や生徒指導の専門家からなるグループを組織し、生徒指

導面で問題を抱える教師や学校関係者に研究成果に裏づけされた解決方法を普及させた。二つ目は、援助を必要としている教師や学校関係者のために、効果的な問題行動解決法や役立つ情報を提供できるウェブサイトの開設<sup>11</sup>。三つ目は、学校全体で問題行動に取り組む研究を通して、すでに教育的効果が検証されている行動管理原則（behavior management principles）を用いたモデルプログラムを開発することであった。

モデルプログラム開発奨励を受けて、CHAMPsが学校全体で取り組む教育的規律（instructional discipline）<sup>12</sup>を育てるのに適切なアプローチであることを承認し、1990年代後半ケンタッキー州内10校のモデル校に導入した。教育的規律アプローチの前提となっている考えは、“教師の期待や要求に対して適切に応えることができない児童生徒が少なからず存在している”ということである。よって従来のように問題行動に対して罰を与える指導ではなく、期待される行動を児童生徒に十分に教え（instructional）、期待された振る舞いや行動に対しては肯定的な（positive）賞賛や強化を与えることに重きを置く指導アプローチである。モデル校における成果を受けて、CHAMPsと教育的規律を導入する学校の数を拡大するためにケンタッキー学校規律プロジェクト（the Kentucky Instructional Discipline in Schools (KIDS) Project）が設定された。

2000年から2002年まで、マーレー州立大学のスタッフと教育訓練専門家は、KIDSの指導者として地元の学校をサポートした。その協力体制のおかげで、マーレー州立大学担当地域にCHAMPsを普及することができた。

さらに、ケンタッキー州教育委員会は2003年、31校で教育的規律指定校プロジェクト（Instructional Discipline Pilot Project）に着手。このプロジェクトの目的はデータを回収、プログラムの継続可能性・機関の共同性であった。このプロジェクトではCHAMPsの理念だけでなく、肯定的行動援助（PBS）アプローチ<sup>13</sup>も利用された。

2004年、教育的規律ケンタッキーセンター（the Kentucky Center for Instructional Discipline）を設立。この訓練センターは、CHAMPsとPBSプログラム両方の理念と指導法を用いて、肯定的かつ予防的（proactive）対策を州内の約120校に普及させ支援してきた。教育的規律ケンタッキーセンターの目

標は、各校が校内の規律・風紀を改善することで、NCLB法で掲げられている学力向上目標を達成するのを支援することである。

### 3. 教育現場からの要望

三つ目の経緯には、学校や教師からの強い要望があった。以下5つの調査がそれを表している。これらの調査結果からマーレー州立大学教育学部は、現場教師には学校全体で取り組める効果的なクラスルームマネジメントの必要性を認めた。様々なアプローチを検討後、ランダル・スプリック (Randall Sprick) 氏を中心に開発されたCHAMPs導入を決定したのである。以下は教育学部が導入に踏み切る契機になった調査の一部である。

#### 1 Student Teacher Post Program Surveys (教育実習後調査)

マーレー州立大学教育学部は毎年、教員養成カリキュラム評価のために、アンケート調査を行っている。調査結果から、規律指導に関して不安を訴える学生が多く、現場で対応可能な、より実践的なクラスルームマネジメントの必要性を感じていることがわかった。この結果を受けて、2003年、教育学部はクラスルームマネジメントに関する授業科目を教員養成カリキュラムに追加した。表1はCHAMPsに関する内容が扱われている授業科目一覧である。筆者アムステッドは、現在SED 300 (特別支援教育) で、CHAMPsモジュール 5<sup>14</sup>「動機付け」を担当している。各担当教員は各科目で1～2.5時間割いてCHAMPsについて教えている。

#### 2 Reports from local school administrators (管理職からの報告)

年に何度か開かれる会合で、新任教師の、問題行動に対処する知識や実践能力について話し合

われている。管理職 (校長) からの報告によれば、クラスを着実に運営できる教師を望む校長が多く、クラスの規律を保てなければ、学習の効果は期待できないと考えているようである。

#### 3 Kentucky 1st Year Teacher Intern Surveys (ケンタッキー州インターン教員調査)

この調査はケンタッキー州教員免許局によって毎年実施されている。この結果は一部州立大学の教員養成プログラムの質を評価するのにも使われている。1年目のインターン教員を対象に、大学で受けた講座は現場でどの程度役立っているのかを調査している。

#### 4 Kentucky State School Safety Data (ケンタッキー州学校安全データ)

州部局ケンタッキー州学校安全センターによって、公立学校の学校安全に関するデータが集められている。過去何年間分のデータがウェブ上<sup>15</sup>で閲覧できるようになっている。どのような問題行動が増えているのかがわかる。

#### 5 Kentucky Center for School Safety Principal Survey (ケンタッキー州学校安全センターによる校長へのアンケート)

2002年1月に、すべての校長を対象に教科教育と規律指導について、教師になる前の準備段階に関する調査<sup>16</sup>が行われ、447名の校長が回答している。規律問題に対処できると答えた校長は54.2%で、教える集団のリーダーとして役割を果たしていると感じている校長は41.8%であった。行動マネジメントに困難を抱えている教師を指導できる自信があると答えた校長は半分以下の42%であった。半数以上は自信がないという結果である。さらに、大学の果たすべき責任として、教科内容を教えることの責任を負うべきであると答えた校長は63.8%で、生徒指導面に責任を負うべきであると答えている校長は64.7%。一方、学区の教育委員会が教科内容に関する研修の責任を負うべきであると回答した校長は51.7%で、生徒指導に関する研修の責任を負うべきであると回答した校長は57.3%であった。これらの情報から、大学も学区も基本的な行動マネジメントに関する研修の必要性を検討すべきであると締めくくられている。

表1 CHAMPsが扱われている授業科目一覧

EDU 099	CHAMPs 概観
EDU 103	モジュール 1
EDP 260	モジュール 2
EDU 303	モジュール 3
ELE 307	モジュール 4
SED 300	モジュール 5
ELE 401	モジュール 8
ELE 421/422	モジュール 6 & 7

## IV. CHAMPsの特色

### 1. CHAMPsの理念

CHAMPsと名づけられた理由は2つある。ひとつは生徒がチャンピオン (CHAMPION) のように自信を持って行動を取れるように、教師が援助するという願いから頭文字をとって名づけられた。もうひとつは、教室内のあらゆる活動における児童生徒への期待をそれぞれの英語の頭文字 **C**onversation, **H**elp, **A**ctivity, **M**ovement, **P**articipation を結合させたものである<sup>17</sup>。

CHAMPsは、学級担任や教科担当教師が予防的かつ肯定的にクラスを運営・管理するための指導方法である。生徒の行動を管理し、生徒の動機付けを高めることで、教師が費やす時間とエネルギーを教科指導と学力向上に集中できるように開発されたクラスマネージメントである。このアプローチの理念を象徴するキーワードは3つある<sup>18</sup>。

**予防的 (proactive) :** すぐれた教師は問題行動に対処する代わりに、予防することに重きを置く。クラスルーム運営に役立つ有意義な知識やデータを基に、自分が立てたクラスマネージメント計画を修正することができる。

**肯定的 (positive) :** すぐれた教師は生徒と協力的な関係を築き、生徒の意欲と能力を高める肯定的フィードバックを与えることができる。

**教授的 (instructional) :** すぐれた教師は年度当初に、期待されていることを生徒に直接教え、必要があれば再検討し、問題行動の発生を適切な行動を教える良い機会と捉えて対処できる。

さらに、この指導プログラムは以下の4つの原則及び信念に基づいている<sup>19</sup>。

- 1) クラスルーム運営 (classroom organization) は児童生徒の行動に多大な影響を与える。よって教師は、児童生徒の責任ある行動を引き出すようなクラスルームを丁寧に構築していくことが重要である。
- 2) 教師は、あらゆるクラスの活動において、成果を上げることができる責任ある振舞いや行動を明確に児童生徒に教えておくことが大切である。
- 3) 教師は問題行動に対応するよりも、責任ある行動を認めることにより多くの時間・注意・エネルギーを費やすべきである。

4) 教師は問題行動に対して、簡潔で穏やかな一貫した対応ができるように対応策をあらかじめ準備しておくことが重要である。

教育学部がCHAMPsをカリキュラムに加えるに至った理論的根拠は上記以外に2つある。ひとつはこの指導理念が教師の有効性と肯定的行動援助 (positive behavior supports) に関する実践的研究結果がもとになっていること、もうひとつは、ケンタッキー州内の多くの学校が肯定的行動援助 (PBS) の理念に基づいたCHAMPsあるいはそれに似たプログラムをすでに、学校運営に活かしていたことである。よってこの手法の導入に関して、大学教員の関与はスムーズに行えた。

### 2. CHAMPsの指導方針

CHAMPsの指導方針は8つのモジュールから構成されている。それぞれが効果的なクラスルームマネージメントの重要な側面を扱っている。CHAMPsの指導書<sup>20</sup>によれば、この方法は年度のどの時期からでもクラス運営や規律指導の改善に役立つと書かれている。このプログラムを最も効果的に活用する方法として、新年度が始まる前に8つのモジュールすべてに取り組んでおくことが重要である。モジュール1, 2, 3, 4は初日から、生徒の責任ある行動を促すのに役立つクラスルームマネージメント計画をどのように設定するかについて記述されている。モジュール5, 6, 7, 8は新学期が始まる前に目を通しておいて、実際には授業が動き出してから実行に移す内容である<sup>21</sup>。これらのモジュールは、児童生徒が年間を通して意欲的に責任ある行動をとることができるように、教師が行動マネージメント方法を計画実施できるように考えられている。各モジュールを検討してみる。

#### 2.1モジュール1：目標 (vision)

クラスを効果的に運営し、児童生徒が意欲的に取り組むクラスを作り上げるには、クラスがどのようになることを望んでいるのか、児童生徒に何を達成してほしいのかに関して、教師は明確で一貫したビジョンを持っていなければいけない。教師がクラスがどうあるべきかについて明確な目標をもっていれば、その目標達成までの手順を作成することができる。このモジュールでは、クラスルームの目標を明確にするための7つの課題が設定されている<sup>22</sup>。

課題1：年度末までにすべての児童生徒たちと達成

したい目標を掲げること。学習面の目標だけでなく、行動面の目標も掲げる。マーレー市内のいくつかの中学校ではそれぞれの教科の教室にクラスごとに決めた目標がポスターに書かれ、生徒の名前がサインしてある(同意したことを示している)のをよく目にした。

課題2: 表2のように<sup>23</sup>, 成功するために必要となる基本的態度や行動を児童生徒と相談して成功へのガイドライン (guidelines for success) を決定する。

表2 成功のためのガイドライン例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任のある行動をとろう</li> <li>・常に挑戦しよう</li> <li>・最善を尽くそう</li> <li>・協力しよう</li> <li>・他人(自分も含め)を尊重しよう</li> </ul>
--

課題3: 児童生徒の成功に肯定的で高い期待を持ち、それを明確に伝える。

課題4: 新年度初めに家族と良好な関係を築く。

課題5: 常にプロの教師として振舞う。

課題6: 児童生徒に責任ある行動をとらせるために、教師として適切な決断ができるように基本的な行動マネジメントに関する理解を深めておく。

課題7: 担当しているクラスがどの程度(高, 中, 低)の規律レベルを必要としているかを見極める。

## 2.2 モジュール2: 授業の運営 (organization)<sup>24</sup>

授業の運営(授業における手順や決められた活動)は児童生徒の行動や動機付けに影響を与える。このモジュールでは、児童生徒の責任ある行動を効果的に導き出すように、クラスを運営するための7つの課題が提示されている。

### 2.3モジュール3: 期待 (expectations)

教師に関する様々な研究結果によれば、授業中にどのような振舞いや行動を期待しているのかを児童生徒に明確に伝えている教師は概して、クラス運営上成功を収めている。このモジュールでは、日常の主なクラス活動において、明確で一貫した行動期待を決定する方法を検討している。以下は主なクラス活動の例である<sup>25</sup>。

- ・授業開始のルーティーン (Opening routines)
- ・一斉授業 (Teacher-directed instruction)
- ・テスト, クイズ (Tests/quizzes)
- ・話し合い (Discussion)
- ・個別活動 (Independent work)
- ・グループ活動 (Cooperative groups)

活動から活動への移動 (transition) についても期待する行動を決めておくことが大切であると述べられている。CHAMPsの頭文字は授業中に行われる活動で児童生徒に伝えておくべき行動期待 (behavioral expectations) を表している<sup>26</sup>。次にそれぞれの範疇について検討する。

#### Conversation (会話):

・会話とは、授業中の活動において生徒同士が話しをしてもいい場面なのかどうかを明確にしておくことを表す。さらに、話し合ってもいい場合、何について (e.g. 課題), 誰と (e.g. グループのメンバーのみ), どの程度の時間, 話していいのかを明確に示しておく。この期待によってクラス内の無駄なおしゃべりが減少するであろう。

#### Help: (援助)

・援助とは、児童生徒が活動中にどのようにして自分の質問に答えてもらえばいいのか、あるいは児童生徒が教師の注意を引く方法を示しておくことを意味する。(e.g. I need help but I am still workingという合図を出す) また、児童生徒が教師から援助を待たなければならない場合、その間何をしているべきかについても示しておく (e.g. 課題の残りに継続して取り組む)。教師はいつでも児童生徒を援助する用意があるが、教師からの援助を得るにはある一定のルールに従わなければいけないことを教えるのであろう。

#### Activity: (活動)

・活動の目的は何か、最終的にはどのような結果が期待されているのかを明確にしておく。活動の意味を理解できれば、活動への取り組む意欲が湧いてくるからであろう。

#### Movement: (動き)

・活動中に席から離れてもいい場合はどのようなときなのか、どのようにして教師の許可を得ればいいのかについて教えておく。(e.g. 次の場合は許可される: トイレ, 教材を取りに行く)

#### Participation: (参加)

・参加とは、責任ある行動とはどのような振る舞い

なのかを明確に示しておくことを意味する。また、児童生徒が活動に適切に参加していることを示すにはどうすればいいのか、参加していない状態とはどのような行動を意味するのかについても教えておく。責任ある行動が取れる子供を育てていくためには不可欠な要素であろう。

このモジュールでは上記のように、期待されていることを決め、児童生徒に明確に伝えておくことの重要さが強調されている。

#### 2.4モジュール4：最初の1ヶ月 (The First Month)

最初の1ヶ月で、児童生徒と良好な関係を築き、4週間の終わりには教師と児童生徒がチームとして一緒に勉強できるように明確に期待を伝えておくことが重要である。その手順として

1. 活動に参加する前に児童生徒に期待される行動について教えておく。児童生徒が十分に理解できるまで時間をとり丁寧に説明する。説明だけでなく、行動の仕方を実演することのほうがわかりやすい場合も多い。
2. 児童生徒が教師の期待に応じてくれているかどうか行動をモニターする。
3. 児童生徒の行動が期待されたものとどの程度一致しているのか、足りない部分があれば明確に指示する。できるだけ肯定的なフィードバックをするよう心がける。

#### 2.5モジュール5：動機付け (Motivation)

このモジュールでは、児童生徒が意欲的に学習に取り組み、責任のある、成功をもたらす行動をするために、効果的な動機付けの手順設定に役立つ課題が示されている。

- 課題1：児童生徒の内発的動機が高まるような活動を設定する。
- 課題2：児童生徒の興味を維持し、やりがいを感じるように、効果的な練習をする。
- 課題3：できるだけ意図的に生徒一人一人に注意を向ける
- 課題4：児童生徒の教科面や行動面における成長に肯定的なフィードバックを与える。
- 課題5：教科・行動面における目標達成について個人の児童生徒及びクラス全体を頻繁に褒め称える。
- 課題6：問題行動に対処するより、期待通りの適切な行動に対して3倍多く褒めるように心がける。

#### 2.6モジュール6：モニターと修正 (Monitor and Revise)

クラスで実際に起こっていることを振り返り、児童生徒の成功を高めるために作成した“クラスルームマネージメント計画”に修正を加える。モジュール1, 2, 3, 4, 5で提示された根本的なコンセプトを再検討する。行動マネージメントコンセプトがどの程度うまく実施されているかどうかに加えて、以下のことも考慮しておく。

- ・クラスルームマネージメント計画のどの側面がうまくいっているのか、今後も継続すべきか。
- ・クラスルームマネージメント計画で修正を加える必要のある問題箇所は1箇所か、それ以上あるのか。
- ・現在使用しているクラスルーム規律レベルを維持すべきか、修正すべきか。

#### 2.7モジュール7：矯正対処法 (Correction Procedures)

教師が問題行動の生起する場面を正しい行動を教えるための好機と捉えているならば、児童生徒に失敗から学ぶ機会を与えることができる。残念ながら、教師の問題行動に対する対処法の多くは、更なる問題行動を引き起こすことになってしまっている。教師が問題行動を児童生徒にとって学び直す絶好の機会と捉えるならば、より効果的に対処できる。児童生徒の問題行動に感情的ではなく、理性的かつ計画的に対処するのに役立つ3つの原則<sup>27</sup>は以下のとおりである。

- 1 児童生徒の問題行動に対処する計画案を前もって用意しておくことが重要である。教師が前もって準備しておけば、教師のストレスも軽減され、より適切に対処できる。
- 2 問題行動矯正の成否は長期的に見て、問題行動の発生件数が減少するかどうかで決まる。長期的に見て問題行動が悪化する場合もよくある。
- 3 慢性的問題行動にはかならず何らかの理由が存在する。よってそのもとになっている原因を踏まえて対処する必要がある。

#### 2.8モジュール8：クラス全体システム (Classwide Motivation Systems)

このモジュールでは、クラス全体が責任をもって行動する、あるいは目標を達成しようとする意欲を高める効果的な方法をいつどのように実施するかを検討する。“クラス全体システム”とは、クラス全体の児童生徒に影響を与えるために作成された系統

だった一連の手順である。

### 3. CHAMPsの成果

CHAMPsを導入した結果、主な成果として以下の4点が挙げられている<sup>28</sup>。

- 1 教科内容について指導する時間の増加
- 2 管理職（校長、教頭）への委託<sup>29</sup>の減少
- 3 クラスルームの規律・風紀の改善
- 4 教師のストレス軽減

CHAMPsだけのデータは存在しないがCHAMPsのように学校全体で取り組んだ肯定的行動援助（PBS）方式のクラスルームマネジメントは全米何千もの学校で実施され、学校全体の規律・風紀の改善、問題行動の減少、教科指導の時間確保、教師のストレス軽減に大いに寄与しているようである。マーレー小学校（Murray Elementary School）のCaldwell校長は、「CHAMPsの理念に基づいて学校全体で取り組んでいるため、学年が上がって担当教員が変わっても全教員が同じ規律方針で児童と対応している。よって教師の期待することや方針に対して生徒が戸惑ったり混乱を引き起こしたりするようなことがない」と強調していた。

## V. 日本の教員養成系大学・学部への示唆

本稿では、ケンタッキー州マーレー市におけるクラスルームマネジメントCHAMPsの取り組みに着目し、その背景と導入方法、さらに特色について検討した。クラスマネジメントが学級指導力、授業指導力を構成する重要な要素であり、CHAMPsの基になっている予防的、肯定的、教授的な指導方法や指導理念は、日本の教育にも重要な示唆を与えてくれる。最後に日本の教育及び教員養成系大学・学部への示唆を提示して結びとしたい。

### 1. クラスルームマネジメント開発

米国では、新任教師の約半数は数年間で辞めていく。主な理由は生徒規律指導（discipline problems）とその問題に対処する際の管理職からのサポート不足である<sup>30</sup>。日本はそこまで悪化していないが文部科学省のデータ<sup>31</sup>によれば、平成16年度3,559名の教師が精神性疾患によって休職している。休職者数全体の56.4%を占めている。平成7年度からこの数字は増加傾向にある。詳細な理由は公表されてい

ないが生徒規律指導が主要因のひとつであることは間違いのないであろう。

従来、日本の教育現場では、新任教師は先輩教師や同僚から直接間接的にクラス運営を学んできた。しかしながら、先輩教員の人柄や豊富な経験に裏づけされた指導や生徒対応が成功している場合も多く、先輩教員にしかできないような指導方法やクラスルームマネジメントもある。よって先輩教師の模倣だけでは必ずしもうまくいくとは限らない。うまくいかない場合は、ますます戸惑い自信をなくすことになり、志し半ばで教職を辞する若手教師も少なくない。

このような若く経験の浅い教師には、戸惑うことなく授業に取り組むことを可能にしてくれるクラスマネジメントが不可欠であろう。日本には、様々な生徒指導や教授法の理論が散在しているがCHAMPsやPBSのようにそれぞれの専門分野の知見を統合して開発され、教育現場で誰もがよりどころにできるような実践的なクラスマネジメント方法はほとんど見当たらない。日本の教育環境、教育的風土に見合ったクラスマネジメント方法を小中高の教師の協力を得ながら、教員養成系大学・学部が中心になり開発することが望まれる。

### 2. 教員養成カリキュラム再検討

マーレー州立大学教育学部が教員養成カリキュラムにCHAMPsを加える契機となったのは、教育実習生、新任教師、学校校長などからの要望であった。日本の教員養成系大学・学部も次のような調査を実施する必要がある。

- 1 実習後の学生に、どのような場面で困難を感じたか、どのような授業科目の必要を感じたかを調査する。
- 2 県下の2～3年目の教師を対象に、教科内容、生徒指導面でどのような困難を感じているのかを調査する。
- 3 県教育委員会等の協力を得て、教育現場の学級運営や教科運営において教師が指導に困難を感じていることは何か、これらを踏まえて教員養成に何が望まれているのかなどを調査する。教師だけでなく、管理職にも問題点や教員養成に何が望まれているかを調査する。すでに調査された結果があれば参考にする。

以上の調査から得たデータをもとに教員養成カリ



キュラムを見直し、教育現場の問題と大学で扱う理論との橋渡しとして役立つようなカリキュラム改善が必要ではないだろうか。さらに大学院ではCHAMPsのように学校全体で取り組む際に必要となる専門知識と実践能力を備えたリーダー的教員の育成を目指したカリキュラム作成が望まれる。

教育現場で教師を悩ませる問題行動に対処し、生徒児童にとって快適な学習環境を保障するためには、マーレー州立大学教育学部のように教員養成カリキュラムの中に、クラスマネージメントに関する授業科目を追加する必要がある。あるいは各教科の教育法（例えば、英語科教育法I, IIなど）で、授業成立のための環境整備、生徒への目標・期待の伝え方、授業における動機付け、授業における問題行動の対処方法について時間を割く必要が今後ますます増えることが予想される。

## 謝辞

マーレー市内の学校視察をコーディネートしてくださったマーレー州立大学教育学部教授Dr. Tom Laugh氏に心から感謝申し上げます。

## 引用文献・注

- 1) 富山大学は、文部科学省の平成18年度 資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成GP）の採択を受けた。このプロジェクトは、学校現場における教育実践の研究をもとに、大学院で学ぶ学生、現職教員に対し、学校における教育実践の基礎となる「学級指導力」を育成することを目的としている。カンファレンス形式の実践研究を核とし、大学院の授業科目、附属学校における授業実践、海外の取り組み状況の視察（筆者下線）、県教育委員会からの協力を体系的に結びつけることで、県下で必要とされている実践的な「学級指導力」を備えた教員を育成できることが大きな特徴である。
- 2) 本間政雄、高橋誠編著（2000）『諸外国の教育改革』ぎょうせい p.36.
- 3) *Ibid.*, p.40より筆者作成.
- 4) *Ibid.*, p.40より筆者作成.
- 5) *Ibid.*, p.50.
- 6) 小池正春（2004）「アメリカの教育改革の中で

- ーメリーランド州プリンス・ジョージズ郡の取り組みー」『早稲田教育評論』18巻1号 p.136.
- 7) No Child Left Behind at a Glance, 2004 (<http://www.ed.gov/teachers/nclbguide/nclb-teachers-toolkit.pdf>) pp.1-5.より筆者作成.
- 8) 1年間正式採用教員ではないが正規の教員と同じように勤務する。この間、先輩指導教員、校長、大学教員からの指導や評価を受ける。一年後に教員としての適性を認められれば、正式採用となる.
- 9) ケンタッキー州は Novice (lowest), Apprentice, Proficient, Distinguished (highest) の分類を基準として使用している。NCLB法はすべての子供が2014年まで最低Proficient（70%）のレベルに到達することを規定している.
- 10) 加藤十八（2004）『アメリカの事例に学ぶ学力低下からの脱却—キャラクターエデュケーションが学校を再生した』学事出版 pp.62.
- 11) The Behavior Home Page（生徒指導のホームページ）(<http://ky.gov/agencies/behave/homepage.html>)
- 12) 教育的規律とは、これまでの問題行動が起きた場合に生徒を罰して規律を守らせる方法ではなく、問題行動が起きる前に何が期待され、どのように振舞えばいいのかについて教えておくことで規律を保つ方法.
- 13) positive behavioral support（肯定的行動援助）は、社会的に重要な行動変化をもたらす行動分析の応用で、もともと罰則的介入の代替処置として開発されてきた。従来のような問題行動に対して罰を与える指導方法ではなく、良い行動を認め、肯定的なフィードバックを与えながらサポートしていく指導方法である。（<http://www.pbis.org/schoolwide.htm>）を参照.
- 14) CHAMPsの指導方針は8つのモジュールから構成されている.詳細はIV.2を参照.
- 15) Kentucky State School Safety (<http://www.kycss.org/clear/analys06.html>)
- 16) Kentucky Principals' Perceptions of Preparedness in Behavior Management , 2002 (<http://www.kysafeschools.org/pdfs&docs/clearpdf/issuesbriefs/Principalsurvey.pdf>)
- 17) Sprick, R. S., Garrison, M., & Howard, L. (1998) . *CHAMPs: A proactive and positive approach to classroom management* p.1.
- 18) Sprick, R. S. (2006) . *Discipline in the second-*

*ary classroom: a positive approach to behavior management.* p.1

- 19) Sprick, R. S., Garrison, M., & Howard, L. (1998), 前掲書p.1より筆者作成.
- 20) *Ibid.*
- 21) *Ibid.*, p.2.
- 22) *Ibid.*, pp.9-36より筆者作成.
- 23) *Ibid.*, p.12より筆者作成.
- 24) *Ibid.*, pp.47-105より筆者作成.
- 25) Sprick, R. S. (2006), 前掲書pp.92-93.
- 26) *Ibid.*p.93.
- 27) *Ibid.*p.204.
- 28) Nelson, C.M., Sugai, G., & Smith, C.R. (2005, Summer) . Positive behavior support offered in juvenile corrections. *Counterpoint*, 1, 6-7.
- 29) 英語のoffice referralとは、授業中に問題行動を起こした生徒が校長や生徒指導担当の教頭のオフィスに送られ、指導を受けること。
- 30) Sprick, R. S. (2006), 前掲書p.1.
- 31) 文部科学省 表11 病気休職者数等の推移（平成7年度～平成16年度）([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/17/12/05121602/011.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05121602/011.htm))